

第 4 章

計画の基本的な考え方

1 ジェンダー平等が実現した、「次なる茨木」のすがた

性別にかかわらず、一人ひとりの「幸せ」がかなうまち いばらき

2 計画の横断的視点

本計画では、SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化を計画の横断的視点とします。

3 計画の基本方向

本市では、これまで2次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、様々な男女共同参画関連の施策・事業を推進してきました。

本計画においても、これまでの取組を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応することで、誰もが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「ジェンダー平等社会の実現」をめざすため、以下の基本方向に基づき、施策を推進します。

基本方向Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

基本方向Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

基本方向Ⅲ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

基本方向Ⅳ 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

4 施策体系

本計画は、以下の体系に基づき、構成しています。施策の基本的方向では、本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組む「重点施策」を設定しています。

基本方向	基本目標	No.	施策の基本的方向	備考	
基本方向Ⅰ	ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革	1	子どもの頃からのジェンダー平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援		
		2	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実		
		2 あらゆる世代におけるジェンダー平等の推進	3		固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実
			4		男性にとってのジェンダー平等の推進【重点】
			5		メディアを活用したジェンダー平等の推進
			6		ジェンダー平等に関わる調査・研究と情報収集・提供
基本方向Ⅱ	3 意思決定の場への女性の参画拡大	7	女性の参画拡大のための環境整備【重点】	女性活躍推進計画を含む	
		8	女性の管理職への登用推進と能力向上機会の充実		
	4 地域におけるジェンダー平等の推進	9	地域の活動におけるジェンダー平等の促進		
		10	防災・復興におけるジェンダー平等の推進		
基本方向Ⅲ	5 職業生活における活躍支援	11	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	DV防止基本計画を含む	
	6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	12	働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援【重点】		
		13	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援		
基本方向Ⅳ	7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	14	ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防ぐ社会づくり	DV防止基本計画を含む	
		15	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進【重点】		
	8 困難を抱える人々への支援	16	性の多様性への理解促進と社会的環境の整備【重点】		
		17	様々な困難を抱える人々への支援		
	9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	18	生涯を通じた健康の保持・増進のための支援		
		19	こころとからだの健康に関する学習機会と情報の提供【重点】		